

西条市農業委員会 平成29年度第12回総会 議事録

1. 日 時 平成30年3月5日(月) 午後2時40分から午後3時30分

2. 場 所 西条市役所本館 5階大会議室

3. 会議構成員現在総数 農業委員24名 推進委員26名

4. 農業委員 出席者 24名 欠席者 0名 出席率 100.00%
推進委員 出席者 26名 欠席者 4名 出席率 86.67%

○農業委員出席者氏名

会 長	8番	加藤 茂			
会長代理	11番	渡邊 敏昭			
委 員	1番	高橋 悟	10番	一色 司	19番 玉井 一男
	2番	明比 典正	12番	越智 兼正	20番 佐伯 祐介
	3番	徳増靖記	13番	山田 好一	21番 玉井 明
	4番	加藤 武司	14番	村上 繁敏	22番 戸田 博明
	5番	松本 義之	15番	山内 隆	23番 眞鍋 美鈴
	6番	白石 利恵子	16番	伊藤 健一	24番 高橋 忠親
	7番	西原 昇	17番	青野 武	
	9番	長谷川 孝師	18番	佐伯 賢造	

○推進委員出席者氏名

委 員	1番	渡辺 春正	12番	森田 忠茂	25番 渡部 靖
	2番	石橋 和敏	13番	一色 和成	26番 越智 勝邦
	3番	一色 達夫	14番	稲井 重弘	27番 玉井 隆志
	4番	高橋 豊重	16番	瀬良 隆彦	28番 桑原 俊樹
	5番	伊藤 正夫	17番	垂水 久明	29番 曾我 敏数
	6番	伊藤 龍二	18番	四之宮 明	30番 今井 文雄
	7番	日野 哲也	19番	眞鍋 幸正	
	8番	宮武 恭宏	20番	高橋 正	
	9番	岡本 省三	21番	高橋 寿夫	
	10番	安藤 英利	23番	永井 正幸	

○欠席者氏名

11番 栗田 房信 15番 武田 義臣 22番 佐伯 美一 24番 石川 清幸

5. 議案について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見の決定について

議案第3号 農用地利用集積計画に対する意見の決定について

議案第4号 非農地証明願について

報告事項 報告承認案件（農地法第18条6項に係る通知等）

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 近藤 功 事務局次長 渡邊賢一郎

東予分室長 谷本 仁志

事務局担当次長 井上 雅裕 事務局副主査 越智 史郎

7. 議事内容

事務局 それでは定刻になりましたので、ただいまから、平成29年度第12回総会を開会いたします。

皆さん、ご起立ください。一同「礼」。ご着席ください。

はじめに、加藤会長がご挨拶を申しあげます。

会 長 【 会長挨拶 】

【 議長選出 】

事務局 それでは、議事の進行は、農業委員会会議規則の規定により会長が行うこととなっておりますので、加藤会長よろしくお願ひします。

【 会長、議長席に着く 】

議 長 ただ今から、平成29年度 第12回西条市農業委員会 総会を開会いたします。

議事録署名人及び書記の指名

議 長 それでは、議事録署名人の指名をいたします。

青野 武 委員、佐伯賢造 委員の両委員にお願いいたします。

なお、欠席届出が、11番 栗田房信 推進委員、

15番 武田義臣 推進委員、22番 佐伯美一 推進委員

24番 石川清幸 推進委員、から出ておりますので、ご報告いたします。

議 長 ただいまの出席委員数は、24名であります。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しておりますので、本会議は成立いたします。

書記については、事務局の井上、越智の両君にお願いいたします。それでは議事に入ります。

農地法 第3条 関係

議案書3ページ、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請を議題といたします。

まず、82号及び83号について、審議いたします。

この2件については、〇〇推進委員は、譲受人にあたり、農業委員会法第31条、議事参与の制限に抵触するため、一旦、ご退席願います。

(〇〇委員 退場)

議案内容について、事務局から説明いたします。

事務局 事務局の渡邊です。よろしく申し上げます。
失礼して、着座にてご説明させていただきます。4ページをお願いいたします。

82号及び83号は、〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇氏及び、〇〇氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

以上2件、ご審議よろしく申し上げます。

議 長 以上2件であります。ご意見・ご異議等ございませんか。

地区委員 82、83号 問題ありません。

議 長 他に、ご意見・ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし

議 長 ありがとうございます。『異議なし』ということですので、以上、2件を、原案どおり許可することといたします。

以上で 〇〇委員に関する案件は終了いたしましたので、入室を認めます。〇〇委員、お入りください。

議 長 (〇〇委員 入場・着席)

審議を再開します。

議案書4ページ、農地法第3条の許可申請、その他の9件について、議案内容を事務局から説明いたします。

事務局 それでは、引き続きご説明させていただきます。

84号は、〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇氏から、贈与を受けようとする申請でございます。

85号は、〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。

86号は、〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。

87号及び88号は、〇〇氏が、経営規模拡大のため〇〇氏から所有権の移転を受け、併せて、〇〇氏から3年間の使用貸借権の設定を受けようとする申請でございます。

89号は、〇〇氏が、愛媛地方税滞納整理機構の公売により、所有権の移転を受け小作地解放を図ろうとする申請でございます。

90号は、〇〇会社が、経営規模拡大のため、所有者である、〇〇氏の成年後見人、〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。

91号は、〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇氏、並びに〇〇氏の両氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

92号は、〇〇会社が、経営規模拡大のため、〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。

なお、90号の、〇〇会社、並びに、92号の、〇〇会社の2社が、農地所有適格法人であることは、事務局にて確認済でございます。

以上、9件、ご審議よろしく願いいたします。

議 長 ありがとうございます。

農地法第3条の申請について、以上9件、提案いたしますので、よろしくご審議願います。委員の皆さん、何かありましたら、願います。84号から、順次、願います。

地区委員 84号 問題ありません。

85、86号 問題ありません。

87、88号 異議はありませんが、個人的な考えとしては、3年間の所有権移転というのは、現実的には疑問であるが、基本的に

- 地区委員 は異議はありません。ただ、〇〇さんが本当に農業をやるのかどうかは疑問である。
- 89号 問題ありません。
- 90号 問題ありません。
- 91号 問題ありません。
- 92号 問題ありません。
- 事務局 説明が悪く申し訳ありません、87号は所有権移転、88号の3筆につき3年間の使用貸借権設定となっております。
- 〇〇委員 西条地区にお住いの〇〇さんに、庄内まで来て何を作られるのかと尋ねたところ笑っておられましたが、実際問題、物を作るとなると、水利の管理であるとか、草刈りであるとか、そういう作業をしないと農作物はできにくいのだが、このケースは3年たったら農業をやらなくなるのではないかという気がするのだが。まあ、農業委員会の非常に弱いところであるとは思いますが。よろしく願います。
- 事務局 失礼します。ご指摘のとおり、勘繰っているだけかもしれないが、この案件は、4反要件を満たすために使用貸借権を設定したとも考えられるが、事務局の方としては、これをもって受理できないと言いはない。ご指摘のあった3年たったらどうするのかという点だが、3年間の使用貸借で農業をされて、その後、経営面積が減ることになっても、農業委員会サイドからとやかく言うことはできない。ただ、過去に、期間の短い設定については、5年や10年で設定するよう指導をさせてもらったことはあるが、契約ですので、途中で解約をされてしまうと、こちらとしても何も言いようがないというのが実情です。
- 〇〇委員 農業委員会の弱いところではあると思うが、今後、何か研鑽を重ねて、後々の指導のようなものはできないのだろうか。
- 事務局 こういう場合、地元の担当農業委員さんも交えて、指導はできると思います。本当にここで農業をするのかという確認と、権利設定をした以上は、きちんと農業をしてください。という指導はできると思います。
- 議長 この土地は、現在、何を作られているのか。
- 〇〇委員 現状は、水田でお米を作られている。現実的に、西条地区から庄

〇〇委員 内までは作りに来ない。水利の関係から色々あって大変である。これは、ただ40aの要件を満たすだけのものであり、農業委員をバカにしている。市のOBであり、目に見えた嘘をやるので、農業委員としても頭にくる。

議 長 地元である〇〇委員の方である程度、確認、指導等をお願いしたい。

〇〇委員 わかりました。

議 長 他に、ご意見・ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議 長 ありがとうございます。『異議なし』ということでありますので、以上9件を原案どおり許可することといたします。

農地法第5条関係

次に、7ページ、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について、議案内容を事務局から説明いたします。

事務局 それでは、ご説明申し上げます。8ページをお願いいたします。

162号は、〇〇氏が、〇〇氏から、所有権移転を受け、自己住宅を建築しようとする申請でございます。

163号は、〇〇会社が、〇〇氏から所有権移転を受け、ハーブの実験棟及び、職員待機休憩室を建築しようとする申請でしたが、事業内容を、再度、検討する必要性が生じたため、取下げ願いが提出されました。

よって、163号は取下げとさせていただきます。

164号は、〇〇氏が、〇〇氏から、所有権移転を受け、太陽光発電施設を、建設しようとする申請でございます。

165号は、〇〇会社が、〇〇氏から、所有権移転を受け、太陽光発電施設を、建設しようとする申請でございます。

166号は、〇〇会社が、〇〇氏から所有権移転を受け、太陽光発電施設を、建設しようとする申請でございます。

申請地には、既に、太陽光パネルが設置されており、その、是正案件でございます。

事務局	<p>167号は、〇〇会社が、〇〇氏から、所有権移転を受け、3区画の宅地分譲地に転用しようとする申請でございます。</p> <p>168号は、〇〇氏が、〇〇氏から、所有権移転を受け、自己住宅を建築しようとする申請でございます。</p> <p>169号は、〇〇氏が、〇〇氏から、所有権移転を受け、貸事業用倉庫及び貸事務所を建設しようとする申請でございます。</p> <p>本件は、議案書53ページと関連する案件でございます。</p> <p>〇〇氏が、〇〇氏から、所有権移転を受け、事業用倉庫及び事務所を建築するものとして、本年1月にご審議いただき、許可された案件でございますが、その後、転用事業者を見直す必要が生じたため、取消願の提出があり、それを受理いたしております。今回の申請は、改めて、転用事業者を見直したうえでの再申請となっております。</p> <p>170号は、〇〇氏が、〇〇氏から、所有権移転を受け、自己住宅を建築しようとする申請でございます。</p> <p>171号は、〇〇会社が、〇〇氏から、所有権移転を受け、太陽光発電施設を、建設しようとする申請でございます。</p> <p>172号は、〇〇氏が、〇〇氏から、使用貸借権の設定を受け、自己住宅を建築しようとする申請でございます。</p> <p>申請地は、既に駐車場として使用されており、その是正案件でございます。</p> <p>173号は、〇〇氏が、〇〇氏から、所有権移転を受け、露天駐車場に転用しようとする申請でございます。</p> <p>174号は、〇〇氏 外〇名が、〇〇氏から、使用貸借権の設定を受け、自己住宅を建築しようとする申請でございます。</p> <p>なお、是正案件である2件は、申請者に始末書を提出させた上で、今後このような事のないよう、指導を行っております。</p> <p>以上、163号を除く12件、ご審議よろしくお願いいたします。</p>
地区委員	<p>162号 問題ありません。</p> <p>164、165号 問題ありません。</p> <p>166号 現在、太陽光パネルが設置されているため認めざるを得ないと考えます。</p> <p>167号 問題ありません。</p> <p>168号 問題ありません。</p> <p>169号 先ほど、事務局の説明にもあったように、5条許可を1度取り消しての再申請ですので、特に問題ありません。</p> <p>170号 問題ありません。</p> <p>171号 問題ありません。</p>

地区委員	<p>172号 問題ありません。</p> <p>173号 問題ありません。</p> <p>174号 問題ありません。</p>
議長	他にご意見・ご異議等ございませんか。
委員一同	異議なし
議長	<p>ありがとうございます。</p> <p>『異議なし』ということですので、以上12件、原案どおり承認することとし、知事に進達いたします。</p> <p style="text-align: center;">農用地利用集積計画に対する意見の決定について</p> <p>次に12ページ、議案第6号、農用地利用集積計画について、西条市長から意見照会がありましたので、議案内容を事務局から説明いたします。</p>
事務局	<p>ご説明させていただきます前に、議案書に誤りがありましたので、訂正をお願いいたします。議案書、37ページから40ページでございます。〇〇会社から、〇〇会社への所有権移転でございますが、それぞれ、代表取締役の氏名が記載漏れとなっております。誠に、申し訳ございません。</p> <p>両社とも、代表取締役は、〇〇氏 でございますので、ご訂正をお願いいたします。両法人とも同一人物が代表取締役となっております。申し訳ありませんでした。</p> <p>それでは、改めまして、ご説明させていただきます。</p> <p>件数が多いため、各筆ごとの説明は省略させていただきますが、いずれも申出書を確認し、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件は満たしております。</p> <p>詳細につきましては、議案書15ページから41ページとなっております。</p> <p>農業経営基盤強化促進法による利用権設定等の件数は、120件、面積は、35万7千681.1 m²となっております。</p> <p>また、所有権移転 は、 11件、面積は、6万4千432 m² となっております。</p> <p>以上でございます。ご審議よろしくをお願いいたします。</p>
議長	以上のような内容ですが、ご意見・ご異議等ございませんか。

委員一同	異議なし
議 長	<p>ありがとうございました。『異議なし』ということですので、原案どおり承認することとし、市長へ回答いたします。</p>
	<p>非農地証明願いについて</p>
	<p>次に、先ほど、全員協議会でもご審議いただきました、非農地証明願いについて、を議題といたします。42ページ、議案第4号、非農地証明願いについて、申請請内容を事務局から説明いたします。</p>
事務局	<p>失礼いたします。</p> <p>お手元資料にありますとおり、〇〇番〇〇号、同〇〇番〇〇号、同〇〇番〇〇号、同〇〇番〇〇号の4筆について、〇〇氏から非農地証明願いが提出されました。</p> <p>場所は、〇〇、県道〇〇線近くです。</p> <p>まず、番号12、〇〇番〇〇号については、お手元の資料写真にありますとおり、原野の状態。番号13、14、15の3筆については、山林の状態であり、このような状態になり、4筆、いずれも20年以上が経過していると申告されております。</p> <p>なお、平成26年度に〇〇氏が3条許可を得て以来の経緯より、法的な制約はないものの、この4筆には土砂を投入しない旨の誓約書を得ております。</p> <p>また、この非農地証明については、地元から、農地の所有権移転3年後に非農地というのは安易すぎないか。水路整備後の非農地化は疑問であるとの申し入れが農業委員会事務局へなされております。以上です。</p>
議 長	<p>以上、4件であります。何回か、幹事会においても議論がなされた案件でございます。その中の意見も踏まえまして、再度ご意見をいただけたらと思いますのでよろしく願いいたします。</p>
〇〇委員	<p>今回の〇〇さんから出てきている、申請書類の内容についてですが、申請書の内容を見る限りでは、妥当であるという解釈はできるが、本日、自治会の方もお見えになっているが、最終的には、色々諸問題もあると思うが、農用地であれば、農業委員会で、指導なり制約はできると思うが、これが除外されると、最終的にどうすべきかということは、私では判断できない。その時には、自治会の方々が、〇〇さんと協議を進めて問題を解決すべきではないかと考えて</p>

〇〇委員 いるが、〇〇さんから出てきている書類については、妥当であると判断している。

〇〇推進委員 幹事会の中で、様々討議させていただいて、最終的な判断は、委員会の総会において判断すべきではないかと、意見を言わせていただいた。これに基づく、全員協議会での話の中で、まだまだ明確ではないという意見がありましたので、なお、地元の改良区、自治会、当の本人との協議を重ねていただいて、再度、どのようにするかという方針を出していただけたらというふうに、私自身解釈しました。そのようなことから、しばらく保留としたほうがいいのではないかと感じは持たせていただきました。

〇〇委員 以前、面接もさせてもらったが、〇〇さんの方からは、一粒も土砂なんかは入れるつもりはない。高齢になったので、作れないので非農地にしたいとのことだった。もしそれが違うのであれば、〇〇さんが我々のことを騙したのか、それとも、川根の方々が取り越し苦労をしているのかどちらかだろうと思う。もうちょっと、我々になにするのではなく、もう少し、地元で話し合って、穏便に済ませるような方向にもって行っていただきたいと思います。

議 長 ありがとうございます。先だって、幹事会等で会をした中で、発言していただいた方からも意見も出たわけですが、幹事会での内容とは他に、本日も最初に行いました全員協議会の中でも話がありました。再度、地元の〇〇委員さんの方から、これに関して、どういった審議をすればいいのかということも踏まえてご意見をいただけたらと思います。

〇〇委員 失礼します。先ほど〇〇委員さんの方からも言われたように、明確な理由というのは私の頭の中では考えつかないのですが、結局、土地改良区の意見書の2番目の、現状の方が河川との土砂の流出を予防できる、この文言ですよね、現状というのは、今の状態と言われると、結局、今の状態を維持するためには、農業委員会で、山林にしない状況の方が一番監視できる、現状のままにしておける状態かなと私は思いますので、できればそういう方向で行っていただければ一番ありがたいと思います。よろしくお願いします。

議 長 ありがとうございます。
推進委員さんからも意見聴取はできますので、この件に関しこの場で何かあれば、推進委員さんの方からご意見をお願いします。

議長 意見は無いようでございます。今まで出ました意見を取りまとめいたしますと、まず、今回の総会においての裁決は少し早いため、できればもう少し審議期間を置いて、保留にすればどうかという意見が一つ。それと、本日、4筆あるが、1筆ごとの案件に対し、受理するかしないかを裁決した方がいいのかという2つの方法がある。裁決については農業委員さんのみの裁決となる。それで、今回、保留ということで、審議を見送る方がいいという考えの農業委員さんいらっしゃいましたら、起立でお願いします。

(農業委員全員起立)

わかりました。ご着席ください。この案件につきましては、保留ということで、全員賛成ですので、保留ということになりましたので、本日の結果としましては、この非農用地願いの受理は、保留ということになりました。この件につきましては、先ほどらい、〇〇委員さんからもご指摘もありましたように、やはり、地元へ再度持ち帰り、改良区、農業委員さん、推進委員さんを踏まえて、もう1回、できる範囲協議をしていただいて、目安が付けば、その決まった中で、再度、総会においての裁決で決めさせていただきたいと思っております。本日、この非農地証明につきましては、保留ということにさせていただきますので、よろしく申し上げます。

議案第4号については、以上をもって終了させていただきます。

続きまして、44 ページ、報告承認案件について、事務局から報告いたします。

事務局 平成30年1月16日から、平成30年2月15日までの受付期間中に、農地法第18条第6項、解約通知を、29件。農地法第3条許可の取消し願いを、1件。農地法第4条許可の取消し願いを、1件。農地法第5条許可の取消し願いを、1件。農地法施行規則第29条第1項、農業用施設の届出を、1件、農地バンクへの農地登録申請及び利用登録申請を、併せて5件、受理いたしました。

農地バンクの登録につきましては、担当からご説明申し上げます。

事務局 農地バンクへの農地登録申請及び利用登録申請を5件、受理いたしました。内訳について、利用登録については、2件。農地登録については、3件、受理いたしましたが、23号は荒廃しており、25号については、現在、利用権設定中ないし、既に転用許可済みの土地ため、却下。その他については、特に支障はなく、農地バンク

事務局 へ利用登録、農地登録ということで、ご了承願います。
報告承認案件につきましては、以上となっております。

議長 以上でございますが何かご意見等、ございませんでしょうか。

〇〇委員 事務局にお聞きたいのだが、56ページの農地バンクの関係ですが、25号の〇〇さんから出ている申請ですが、利用権設定をされているが、申請の際に、利用権設定をしている農地については、受付の時点で除外できないのか。

事務局 失礼します。受付は各支所でも行っており、大変申し訳ありませんが、支所の農業委員会でストップしてくればいいんですが、そのまま、前回もありましたとおり慣行小作権かかっている農地の申請書を受付したり、利用権設定のかかっている農地を受付したり、ということになっております。委員さんのご指摘はもっともですので、今後、各支所農業委員会にも、この点は、徹底させていただきたいと思います。

〇〇委員 この資料の内容については、私には守秘義務がありますので、他言は致しませんが、25号の関係の利用権設定をされている農家の方も、私はよく知っている。大変熱心に農業をされている方ですが、その方が、こういう資料を、もし、他言はしないからわからないけれども、感情的に言えば、利用権設定をされて農業をされている方にすれば、農業をされる意欲を、削ぐような気持にならないかと懸念いたしますので、そういう点、気を付けていただきたいと思います。

事務局 失礼しました。今後、気を付けたいと思います。

議長 他に、ご意見等ございませんか。
無いようですので、以上、報告承認案件について、ご了承願います。

以上をもって、本日の議事日程は、全て終了いたしました。1点、私の方から、再三、県から申し出もあり、総会においても審議いただきました玉之江の案件でございますが、県の方でも裁決に關しましては気をもんだというか、経営者に対しましても指導的なものはしてもらったんですが、先日を持って、県知事から、許可の決定が下されましたのでこの総会にてご報告をさせていただきます。

今後につきましては、地元の改良区、自治会、施工者との話で、

議長 | どのような話になるかはわかりませんが、我々が関知できる部分は、今のところありませんが、動向だけは見届けていきたいと思っております。そのようなことですので、玉之江の太陽光に関しましては、ご報告に代えさせていただきますと思います。

その他全般的に何かございませんか。

無いようですので、以上で総会を閉じます。長時間にわたり、慎重審議、ありがとうございました。

8. 議案結果

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	原案承認
議案第2号	農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について	原案承認
議案第3号	農用地利用集積計画に対する意見の決定について	原案承認
議案第4号	非農地証明願について	原案保留

9. 閉会の日時

平成30年3月5日 午後3時30分